

4

関節可動域の測定方法に関する改正

手や足などの関節の運動に障害を残した場合には、その関節の運動がどの程度制限されるかによって障害認定を行います。

労災保険では関節可動域の測定は、従来、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会が昭和49年に策定した「関節可動域表示並びに測定法」に準拠して、障害等級認定基準に定めた「関節運動可動域の測定要領」によって行っていましたが、両学会により「関節可動域表示ならびに測定法」が改訂されたことから、今後は新しい「関節可動域表示ならびに測定法」に準拠して定めた「関節可動域の測定要領」により行うこととされました。

なお、新旧の「関節可動域表示ならびに測定法」は基本的には大きく変わるものではありません。しかしながら、①測定法の原則が「他動運動」によるものとされたこと②労災保険の障害認定においては、機能障害の原因により「自動運動」による測定値を採用する場合が少なくないことから、障害（補償）給付の請求に係る診断書の記載に当たっては、次のことにご留意ください。

- 1 関節可動域の測定法の「自動運動」又は「他動運動」を明記すること。
- 2 関節可動域が制限される原因を明記すること。

新しい「関節可動域の測定要領」は、次頁のとおりです。